

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成30年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成30年10月1日(月) 午後1時30分～午後3時50分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々木会長、森本副会長、加園(和)委員、加園(多)委員、中村委員、乃一委員、原田委員、比留間委員、福澤委員、森林委員 欠席者：なし 事務局：文書情報課長、文書情報課係長(法規係)、文書情報課主任(法規係) 実施機関：子育て支援課長、子育て支援課係長(相談・援護係)、障害福祉課係長(相談・援護係長前任者)、健康推進課長、健康推進課係長(母子保健係)
報 告 事 項	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (8) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (9) その他
議 題	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について (2) 児童虐待通報及びDV相談に関する事務等における本人以外のものからの個人情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任される。 (2) 可とする。 (3) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、●=事務局等)	● 平成30年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催します。 武蔵村山市個人情報保護審議会規則第2条第1項の規定に基づく会長及び副会長の互選がされておりませんので、互選が終了するまでの間、事務局で会議の進行をしております。 続きまして、本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めます。通常であれば、会議開会前に会長と事務局とが協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断した場合は、公開により会議を開催することとなりますが、まだ、会長が互選されておりませんので、本日の会議につきましては、事務局で非公開情報がないと判断し、公開とさせていただきます。 本来であれば、報告事項(1)から、以下、順に進めて行くところですが、先に、議題(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について」を御協議いただき、会長、副会長が互選されましたら、会長の進行により、次第にのっとりまして順に進めていただきたいと存じます。

議題

(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

- 会長及び副会長を互選により選任してください。

～ 会長・副会長の選任 ～

- 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任されました。

～ 会長・副会長の挨拶 ～

報告事項

(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

- 報告事項(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について」、事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

- それでは、報告事項(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について」、御説明申し上げます。

会議次第の1ページ及び資料1の5ページを御覧ください。本審議会は、武蔵村山市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、市長の附属機関として設置され、個人情報保護制度について審議する機関であります。

所掌事項といたしましては、3点ございます。1点目は、2ページから5ページに記載された条例第6条第4項、第8条第5項及び第10条第4項の規定により、個人情報を取り扱う業務の開始、変更、廃止及び利用に関する届出、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する届出並びに電子計算組織の結合停止等の措置に関する報告を受けることとございます。こちらにつきましては、会議の開催ごとに報告資料として取りまとめ、当該会議において報告しております。

2ページの第6条を御覧ください。まず、個人情報の取扱い及び利用に関する報告についてですが、実施機関は、個人情報を取り扱う業務の開始、変更をする場合及び廃止をした場合、市長に届け出なければならないとされております。また、これら届け出た業務を利用した場合も、実施機関は、市長に届け出なければならないとされております。そして市長は、これらの届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならないと規定されております。

本日は、全ての事項について届出がされておりますので、このあと、報告事項(2)から(6)において、御報告させていただきます。

次に、4ページの第8条を御覧ください。保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する報告ですが、保有個人情報については、目的外利用や外部提供をしてはならないこととしています。ただし、武蔵村山市個人情報保護条例第8条第2項では、法令等に定めがあるとき、実施機関が本審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるときなどは、実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものへの提供ができるものとしております。その後、実施機関は、目的外利用又は外部提供を実施したときは市長に届け出なければならないとされております。そして市長は、これら届出を受理したときは、速やかに審議会に報告

しなければならないとされています。本日は、保有個人情報の目的外利用及び外部提供について届出がされておりますので、この後、報告事項(7)及び(8)において報告させていただくものでございます。

所掌事項の2点目は、条例第5条第2項並びに第7条第2項第9号及び第3項並びに第8条第2項第6号及び第3項並びに第10条第1項第3号及び第2項に係る、例外的な個人情報の取扱いに係る諮問に対して答申することです。例外的な個人情報の取扱いに関する諮問事項は、4種類でございます。

1点目として、機微情報の保有に関することです。機微情報とは、個人の思想、信条、宗教等に関する個人情報であり、原則として、保有してはならないとされておりますが、条例第5条第2項において、本審議会の意見を聴いて、特に行政執行上必要がある場合は、保有することができるものとされているものでございます。

2点目は、本人以外のものからの個人情報の収集及び当該収集に係る本人通知の省略でございます。

3点目は、保有個人情報の目的外利用及び外部提供並びにそれらに係る本人への通知の省略でございます。通学路における防犯カメラの設置を例に説明させていただきますと、防犯カメラにより個人情報である映像を収集する場合は本人以外のものからの個人情報の収集に当たり、防犯カメラに記録された映像データに犯罪に関する映像が記録されていたとき、警察等の捜査機関に映像データを提供することが外部提供に該当します。また、目的外利用とは、個人情報を取り扱う業務ごとに設定されている目的以外の目的に、保有する個人情報を利用することを指します。原則として、これらの情報を収集し、目的外利用し又は外部提供する際は、本審議会に諮問をするものとされております。

4点目は、電子通信回線による電子計算組織の結合や結合停止等の措置でございます。本市では、平成29年1月より、住民票の写し等の証明書をコンビニエンスストア等から交付しておりますが、コンビニエンスストアで証明書を交付するに当たり、市で保有している住基システムと、地方公共団体情報システム機構が管理するシステムを結合する必要があったことから、以前、本審議会に諮問させていただきました。これらにつきましては、諮問事項を会議の議題に挙げ、委員の皆様へ審議をお願いし、答申をいただいております。

最後の所掌事項は、条例第22条第2項第2号の規定により、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議をすることです。これは、個人情報保護条例の改正など、条例で具体的に規定された審議事項以外で、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関から諮問があった場合に、審議をすることとなっております。

報告事項(1)については、以上でございます。

#### 【主な意見等】

- 第8条の第4項について、目的外利用等をしたときとあるが、目的外利用の適否の判断をあらかじめすることはないのであるか。
- 法令等で認められているもの、本人事前同意を得たもの等、第8条第2項1号から5号までに掲げるもの以外については、あらかじめ本審議会に諮問し、答申を得たものとなっております。

## 報告事項

- (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (7) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (8) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

○ それでは、次の報告事項に移りますが、御異議がなければ、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(8)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 異議なし。

○ それでは、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(8)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。

● それでは、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(8)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。

まず、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の状況について」ですが、会議次第の2ページから3ページまでを御覧ください。こちらの表は、平成30年9月30日現在で市長に届出がなされている個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。

この件数は、報告事項(3)から(5)までで報告させていただきます、個人情報を取り扱う業務の開始・変更・廃止の届出を反映した件数となっております。

3ページの下合計欄を御覧ください。平成30年9月30日現在の各実施機関における個人情報取扱業務の件数でございますが、市長から議長までの実施機関の合計で、624件となっております。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の1ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は5件です。詳細につきましては、報告資料の1ページ及び2ページのとおりでございます。なお、保有開始年月日が、平成29年度以前のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。このことにつきましては、変更及び廃止の届出に関しても同様でございます。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の5ページ及び報告資料の5ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は36件です。届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の5ページから32ページまでに記載されたとおりです。

次に、報告事項(5)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の6ページ及び報告資料の35ページを御覧ください。条例第6条第2項の規定に基づき、

届出がなされた業務の件数は4件でございます。詳細につきましては、報告資料35ページ及び36ページのとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の7ページ及び報告資料の44ページを御覧ください。条例第6条第3項の規定に基づき届出がなされた業務件数は、564件でございます。これは、平成29年度において利用された個人情報について、業務ごとにまとめたものでございます。詳細につきましては、報告資料の44ページから100ページまでに記載されたとおりです。

次に、報告事項(7)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の8ページ及び報告資料の103ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、5件でございます。詳細につきましては、報告資料の103ページから105ページまでのとおりです。

次に、報告事項(8)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の9ページ及び報告資料の107ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、83件でございます。詳細につきましては、報告資料107ページから135ページまでのとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 109ページのNo8について、外部提供をした年月日が抜けています。
- 確認いたしましたところ、外部提供の根拠として記載されるべきものが外部提供をした年月日の項目に記載されておりまして、No8について外部提供を行ったのは、平成30年7月1日から平成30年7月31日までです。お詫びの上、訂正させていただきます。
- 武蔵村山市個人情報保護審議会規則第3条第3項について、「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とありますが、この「議長」の定義がなされていません。
- 基本的に、審議会の進行は会長、会長に事故があるときは、職務代理者である副会長が務めていただくこととなっております。「議長」の記載については、調査の上、次回の審議会で報告させていただきますので、御了承ください。

#### 報告事項

##### (9) その他

- 報告事項(9)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

#### 議題

##### (2) 児童虐待通報及びDV相談に関する事務等における本人以外のものからの個人情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等について

- 議題(2)「児童虐待通報及びDV相談に関する事務等における本人以外のものからの個人情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

#### 【説明要旨】

- それでは、会議次第の12ページから13ページを諮問書と併せて御覧ください。「児童虐待通報及びDV相談に関する事務等におけ

る本人以外のものからの個人情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等について」、御説明いたします。

これは、児童虐待の予防及び早期発見を目的として、警視庁東大和警察署から個人情報を共有する協定締結の依頼を受けたものでございます。具体的には、東大和警察署及び本市が、虐待を受けている又は受ける可能性のある児童及びその保護者に関する情報を入手した場合に、お互いの保有する過去の対応記録を照会し、児童虐待の防止等に関する法律で義務付けられる児童相談所への通告等に利用するものです。

児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項では、「国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と規定されていることから、児童虐待の防止等に資するべく、主管課において、この協定を締結することを検討しております。この情報共有に当たっては、本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供が必要であるため、それらの適否及び本人への通知の省略等について、今回、諮問させていただくものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課及び健康推進課から御説明させていただきます。

- それでは、本件に関しましての、御説明をさせていただきます。

まず、はじめに、このたびの協定を行う子ども家庭支援センター及び子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」並びに東大和警察署における役割について簡単に御説明いたします。

まず、子ども家庭支援センターでございますが、センターの業務として、満18歳までの児童について、さまざまな支援を行っております。

通常的生活を送っている児童であれば、当該センターを利用するということは基本的にございませんが、中には、家庭などに問題を抱え、身体的、精神的などの虐待を受けている場合があり、その場合には、保育園、幼稚園、学校、病院など、当該児童の関係機関から、相談や通報を受け、子ども家庭支援センターが24時間以内の安否確認や、必要であれば児童相談所と連携し身柄の保護などの対策を講じているものでございます。

次に、健康推進課が所管しております、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」においては、母子手帳を交付する業務、健康診断業務、保健指導業務等を行っており、その際、虐待を受けている児童や、特定妊婦といわれる18歳未満の児童でもある若年妊婦や精神疾患を持つ妊婦への対応を行うわけでございますが、この特定妊婦等の中にも、特別な支援を必要とするケースがございます。

最後に、警察署における児童等への対応でございますが、一般的には通報を受けた場合や、警(けい)ら中において補導、一時保護を行った場合、必要であれば、福祉事務所や児童相談所に通告を行い、児童相談所にケースを継走するか、家庭に帰して終了という対応となっております。

従いまして、それぞれの組織が児童等への対応を自己完結しているという現状であるといえるものでございます。

そこで、このたび、子ども家庭支援センター並びに健康推進課所管の子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」が保有してい

る児童や特定妊婦の個人情報につきまして、警察署と相互に情報を共有し、相互の機関で連携を持って、速やかに、児童等に対して必要な支援を行い、もって児童虐待の被害を未然に防ぎ、又は最少におさえることを目的に、個人情報の収集と提供について相互協定を結ぶことといたしたいので、御審議いただくものでございます。

それでは、資料2の項番1「協定に至るまでの経緯」を御説明いたします。

昨今、児童虐待における痛ましい事件が多発しております。特に、3月に目黒区で亡くなった5歳の女児の事件等につきましては、香川県から転入したばかりで、ちょうど、どこの行政機関も関わることなく、いわゆる行政間の隙間の中で起きた事件でありました。

このような不幸な事件に先駆け、すでに、平成28年4月に、警視庁より全国の警察署に対し、児童虐待に適切に対応し、児童の安全確保をより確実にするため、市町村等の関係機関との連携を強化し、必要に応じて児童に関する情報の事前照会に係る協定を締結するなどの対応について、通達が出されていたところであり、今回は、警察署から積極的に当市に対し、情報の共有に関する働きかけがあったものでございます。

また、併せまして、厚生労働省からも、各自治体の児童福祉部門に対し、警察からの照会に適切に対応し、一層の連携強化を図る旨の通達がなされたところでございます。

また、「国及び地方公共団体は、関係省庁相互間、その他関係機関、及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項において規定されております。

そこで、これらを根拠といたしまして、本市においても、虐待等の事案が発生した場合及び発生することが予想される場合に、虐待の対象となる児童等の安全確保のために迅速かつ適切な対応をとれるよう、本市を管轄する警視庁東大和警察署と個人情報を共有できる体制を整備する必要があると判断し、情報共有に関する協定を締結することとしたいと考えております。

次に、項番2「協定を締結する理由（本人以外収集・外部提供を行う理由）」について御説明いたします。

このたびの協定において、情報共有の対象となる者は、まず、保護者からの虐待を受けている又は受けることが予想される児童でございます。この理由といたしましては、本人が未成年で自らの状況を訴え出る判断力がない、児童の保護者が加害者である、未成年や精神疾患であり加害者である可能性が高い等の場合に、本人及び保護者から児童の情報収集を行うことが困難であり、その結果、虐待の重大事件に発展するおそれがあるためでございます。

2つ目の対象は、特定妊婦でございます。特定妊婦は、精神疾患に罹っている又は18歳までの若年の妊婦であって、非行などを繰り返すうちに、妊娠し、妊娠、出産についての知識や理解もないままに、いわゆる、ぐはん生活をし、結果として胎児の発育等に著しく悪影響を与える、更には、妊娠期から、自らの胎児に虐待を行う可能性が高い者でございます。この特定妊婦について、妊娠期から出産後に至るまで、何らかの支援を行っていくためでございます。

次に資料2ページの項番3「事務の流れ」について、協定締結後における事務処理の流れを御説明させていただきます。

まず、(1)市から警察に情報提供を求める場合の事務の流れでございます。

市は、虐待されている可能性があると判断した児童や特定妊婦の情報について、市の保有する氏名、住所、生年月日を警察署に提供し照会を行います。東大和警察署では、市から照会を受けた児童や特定妊婦の情報について、虐待等の事実があり、警察署が一時保護や施設送致を行っていた場合、対応した状況等の情報を市に提供します。

市はこの情報をもとに、当該児童等について、経過観察や家庭への支援、必要であれば児童相談所と連携して、適切なケース対応を行います。

また、(2)警察から市へ照会があった場合の事務の流れでございます。

東大和警察署は、児童や特定妊婦の個人情報について、警察署で補導をした児童や特定妊婦等について、市に照会を行い、市は各事務で保有している当該児童や特定妊婦の健康状態、支援・観察の内容等について提供します。

東大和警察署では、この情報をもとに、必要な場合、福祉事務所や児童相談所に通告を行います。

次に2ページの項番4「市の照会によって、警察から収集する個人情報」は、氏名、住所、生年月日、健康状態、対応記録であります。市がどのような場合にこの情報を必要と判断するかについて補足説明いたします。

例えば、警察の児童対応では、先に御説明いたしましたように、何らかの非行を行っている児童や特定妊婦を発見し、一時保護し、警察署で聞き取りと指導のあと、保護者に引き渡すという対応がなされるわけですが、こうした対応を行ったという報告は、通常、市には伝わりません。

しかし、当該児童・特定妊婦については、市が以前から関わっており、子ども家庭支援センターや保健師が定期的に家庭訪問を行っている児童・特定妊婦であるケースが存在し、あとで警察に保護等をされていた事実を知った際に、当該児童や特定妊婦への今後の支援を行っていくための参考とするため、東大和警察から、補導等をされた当時の状況を提供してもらう等の場合を想定しています。

なお、この場合に当該児童や特定妊婦が、犯罪に関与している場合、捜査情報までは求めないこととします。

次に、項番5「警察から照会のあった場合に提供する本市の保有個人情報」でございます。

市は様々な事務で個人情報を保有しておりますが、市が保有し、東大和警察署に提供できる個人情報を列挙してございます。

(1)児童虐待通報及びDV相談に関する事務においては、氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、家族構成、学歴、健康状態、病歴、障害、対応記録でございます。

(2)乳幼児、産婦健康診査に関する業務においては、氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、電話番号、職業、健康状態、病歴、障害、相談内容及び対応状況でございます。

(3)乳幼児、妊産婦及び成人に対する保健指導業務においては、氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、電話番号、職業、学歴、健康状態、病歴、障害、家庭環境、生育歴、相談内容及び対応状況でございます。

(4)妊娠届の受付及び母子手帳の交付事務においては、氏名、性別、



住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、家族構成、出産予定日、し好、職業、学歴、健康状態、病歴、障害、出産予定医療機関名、相談内容及び対応状況でございます。

次に、資料3ページの項番6「警察から照会のあった者の情報を保有していない場合の対応」について御説明いたします。

これは、市民が直接東大和警察署に通報又は相談をし、東大和警察署が児童、特定妊婦の一時保護等の対応を行ったのちに、東大和警察署から、この件についての情報提供を受けた場合等を想定しています。

当該児童等について市も関わったことがない場合、市は警察から情報提供を受けたということで終わらせることなく、当該児童や特定妊婦、また、必要であれば、その家族に対しての対応に活用いたします。

次に、項番7「警察における提供した個人情報の取扱い」について御説明いたします。

(1)、(2)は、共有した情報について、本協定の目的である児童虐待等の情報共有以外の目的での利用及び児童相談所への通告以外の外部提供をしないということを定めているものでございます。

最後に、資料には記述がありませんが、市においても警察と同様に目的外利用及び児童相談所への通告以外の外部提供は行わないこととしています。

以上で、説明を終わります。

#### 【主な意見等】

○ 保護者とありますが、ひとり親でない場合、片方の親の通報で動くことはあるのでしょうか。また、学校等の関係機関との情報共有はどのようになされているのでしょうか。

● 子ども家庭支援センターは、通報を受けた場合、誰からのものであっても、24時間以内に確認をしなければならないこととされています。

子ども家庭支援センターでは、随時関係機関からの情報提供を依頼しており、また、情報提供についても、慎重に判断した上で行っているところでございます。

○ 興奮して警察に通報してしまった場合、近所への配慮はどのように行うのでしょうか。

● 周辺住民に対しては、丁寧に状況説明をいたします。

○ 「ハグはぐ・むらやま」と子ども家庭支援センターとの情報連携について御説明ください。

外部提供について、児童相談所以外の機関への提供はできないとありますが、市外へ転出した場合も外部提供を行わないのでしょうか。

「国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」とありますが、民間団体や医療機関については、今回の協定には含まれないのでしょうか。

○ 保育園で働いていたことがあるのですが、保育園と子ども家庭支援センターは随時連携をとっておりまして、まったくつながりがない訳ではないということは御理解ください。

● 「ハグはぐ・むらやま」は、保健相談センターお伊勢の森分室1階に設置されておりまして、母子手帳に係る事務等を所掌しているた

め、妊娠中から就学前の児童についての情報を保有しております。子ども家庭支援センターとの最大の違いは、妊娠中の情報を有していることであり、例えば、特定妊婦と判断した場合は、子ども家庭支援センターとの情報共有を行い、共同で支援を行います。

市外転出をした場合等の申し送りについては、警察署の役割が一時保護であることから、警察署ではなされませんが、情報を受けた子ども家庭支援センター又は児童相談所での申し送りは確実になされます。

今回の協定締結は、「ハグはぐ・むらやま」、子ども家庭支援センター、東大和警察署の三者のみで行いますが、委員に補足いただきましたとおり、情報連携については、子ども家庭支援センターを通して間接的に行われております。また、他機関との情報の共有については、当該協定とは別に随時各機関と行ってまいります。

- 協定を締結するのであれば、民間団体を含め、個人情報を取り扱う機関や情報を明らかにしておくべきではないでしょうか。
- 児童福祉法で定める要保護児童対策協議会が設置されておりまして、個人情報については慎重に取り扱うこととした上で、情報連携を行っているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。
- 特定妊婦について、出産直前に判明した場合は、どのように取り扱うのでしょうか。
- 判明した段階で子ども家庭支援センターと情報共有を行い、対応しております。
- 本人以外の者から情報提供を受けた場合は、調査を行うのでしょうか。
- 母子手帳を交付する事務で把握するところなので、直接的な働きかけは困難ですが、妊娠している疑いがある場合は、母子手帳を取りに来るよう案内をさせていただきます。
- 17歳で妊娠し、18歳で出産した場合、特定妊婦から外れると思いますが、そのような場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。
- 子ども家庭支援センターで把握しているので、子ども家庭支援センターで対応します。
- 市と東大和警察署との協定と理解していましたが、実際には、「ハグはぐ・むらやま」、子ども家庭支援センター、東大和警察署の三者で協定を締結するとの説明でした。協定を締結するのは、市、「ハグはぐ・むらやま」、子ども家庭支援センター、と東大和警察署なのでしょうか。
- 「ハグはぐ・むらやま」、子ども家庭支援センターのいずれも運営母体は市であるため、市と東大和警察署との協定と御理解いただいて問題ありません。
- 本人以外からの個人情報の収集や外部提供の文言は入るのでしょうか。
- 協定には、それらの文言が入ります。
- これまで、協定を締結していなくても目的外利用や外部提供を行っている案件があると思いますが、今回の案件は協定締結について諮問しており、異例のものということでしょうか。
- 協定締結の提案が東大和警察署からあったため、協定の締結前に諮問しておりますが、委員のおっしゃるとおり、審議会で行政運営上必要と認めていただければ、協定がなくても目的外利用等を行うことは

可能です。

- 虐待に対しては、「国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」とあるように、全体として連携していかねなければならないものですが、市と児童相談所との情報連携は行われないのでしょうか。
- 児童福祉法そのものに児童相談所への通告について規定がありますので、協定締結がなくても「法令等」を根拠として連携が可能です。
- 児童相談所以外の機関との連携も検討する必要があると思います。これまで、警察署への情報提供等はなかったのでしょうか。平成28年4月に通達があったとのことですが、対応に時間がかかったのはなぜでしょうか。
- これまで、当該協定ほど詳細な内容のものはございませんでした。各自治体での対応が進んでいることを確認し、動き出したものでございます。
- 東京都の条例が施行されると把握していますが、それでは足りないのでしょうか。また、児童虐待のみでなくDVもこの協定に含まれるのでしょうか。
- 協定は、答申を得た場合は、速やかに締結をする予定ですので、東京都の条例を待つことはございません。精神的虐待としてDVを見せることも虐待に含まれるので、そういった場合では、DV情報を取り扱う可能性はありますが、あくまで児童虐待に関する協定です。
- 居場所不明なDV被害者のお子さんを保育園で預かることもありますが、DVに関しては、別な方法で情報連携がされるのでしょうか。
- DV支援措置として、相手方に居所を知られないよう措置を行っておりますが、別の事務でございます。
- 「ハグはぐ・むらやま」は指定管理者でしょうか。
- 指定管理者ではありません。
- 説明の最後で「資料には記述がありませんが、市においても警察と同様に目的外利用及び児童相談所への通告以外の外部提供は行わないこととしています。」とありましたが、あえて文書にしないのでしょうか。それとも、協定書には盛り込まれるのでしょうか。
- 本協定の目的以外の利用はしないものとして記載されます。

#### 【審議結果】

- 議題(1)について、本人以外からの個人情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等を可とします。

#### 議題

##### (3) その他

- 議題(3)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。
- 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。これで、平成30年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。

	以 上
--	-----

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： 0 人
-----------------	--	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
------------------	--

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	--------------------